

令和3年5月6日

公募型比較見積に参加の皆さまへ

健康局長
(総務部経理課)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う
公募型比較見積の参加申込書類の郵送等による受付について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえ、感染拡大防止の万全を期す観点から、引き続き当局で発注する公募型比較見積における参加申込書類の提出方法について、特例として次のとおり取り扱います。

記

(1) 公募型比較見積の郵送受付について

窓口での接触感染を防止するため、申込書類の提出については、従来の公募型比較見積投函箱に直接投函する方法のほか、郵送等による提出も可能とします。

封筒に「物品供給見積書在中」「事業請負見積書在中」「事業請負申込書在中」と朱書きの上、各案件の公告文記載の申込書類を「(4) 提出先」まで送付して下さい。参加資格審査資料の提出がある場合は、審査資料も同封のうえ、「(4) 提出先」まで送付して下さい。

(2) 送付時の注意点について

郵送等による公募型比較見積の参加申込については、公告文記載の申込期間中に到着するものに限り有効です。なお、到着遅延を防止するため、できるだけ申込書類は最終日前日までに到着するようお願いいたします。

※いかなる理由であれ、申込書類が公告文記載の申込期間までに「(4) 提出先」に到着しなかった場合、健康局公募型比較見積実施要綱(平成24年4月1日)第8条(2)「所定の日時までに所定の場所に提出されない見積り」として無効となります。あらかじめご了承くとともに、郵送等にかかる期間を十分に確保した上で、見積書の送付をお願いします。

(3) 特例として扱う案件

令和3年5月6日(木)から当面の間、健康局において発注(公告)する公募型比較見積案件

取扱いの期間(期間終了日)については、決定次第、別途お知らせします。

(4) 提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市健康局総務部経理課

電話番号 06-6208-7934